

令和元年第三回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和元年9月3日（火曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第52号 平成31年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 3 議案第53号 平成31年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第 4 議案第54号 八丈町保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例
- 第 5 議案第55号 八丈町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 6 議案第56号 八丈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 7 議案第57号 八丈町における保育の実施等に関する条例
- 第 8 議案第58号 八丈町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例
- 第 9 議案第59号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第60号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第61号 消費税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第12 議案第62号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約
- 第13 認定第 1号 平成30年度八丈町水道事業会計決算認定について
- 第14 認定第 2号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について
- 第15 認定第 3号 平成30年度八丈町病院事業会計決算認定について
- 第16 議案第63号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計資本金の額の減少について
- 第17 発議第 1号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 第18 承認第15号 議員の派遣承認について（第30回東京都道路整備事業推進大会）
- 第19 承認第16号 議員の派遣承認について（第70回全国漁港漁場大会）
- 第20 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（13名）

1 番	宮 崎 陽 子 君	2 番	淺 沼 隆 章 君
3 番	山 下 則 子 君	4 番	山 本 忠 志 君
5 番	沖 山 恵 子 君	6 番	菊 池 良 君
7 番	小 川 一 君	8 番	山 下 巧 君
9 番	岩 崎 由 美 君	1 1 番	廣 江 才 君
1 2 番	小 澤 一 美 君	1 3 番	淺 沼 憲 春 君
1 4 番	奥 山 幸 子 君		

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 下 奉 也 君	公 営 企 業 管 理 者	關 村 三 男 君
教 育 長	佐 藤 誠 君	消 防 長	瀬 筒 穰 君
総 務 課 長	山 越 整 君	企 画 財 政 課 長	佐々木 眞 理 君
主 幹 (企 画 財 政 課)	佐 藤 真 一 君	税 務 課 長	福 田 高 峰 君
住 民 課 長	奥 山 拓 君	福 祉 健 康 課 長	奥 山 勉 君
主 幹 (福 祉 健 康 課)	田 村 久 美 君	建 設 課 長	瀬 筒 国 治 君
課 長 補 佐 (建 設 課)	八 洲 進 君	産 業 観 光 課 長	沖 山 昇 君
主 幹 (産 業 観 光 課 兼 教 育 課)	笹 本 博 仁 君	企 業 課 長	菊 池 正 勝 君
病 院 事 務 課 長	菊 池 良 君	教 育 課 長	高 橋 太 志 君
会 計 課 長	高 野 秀 男 君	代 表 監 査 委 員	淺 沼 拓 仁 君
病 院 事 務 局 業 務 係 長	沖 山 恵 美 君	企 業 課 長 經 理 係 長	岡 野 豊 広 君
建 設 課 管 財 係 長	淺 沼 晶 君		

事務局職員出席者

事務局 長	和 田 一 宏 君	局 長 補 佐	菊 池 拓 君
書 記	多 田 沙 織 君	書 記 (録 音)	小 栗 光 太 郎 君

◎開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和元年第三回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、2番、3番議員を指名いたします。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、議案第52号 平成31年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） おはようございます。

書類番号4をお願いいたします。

水の1ページのほうをお願いいたします。

議案第52号 平成31年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成31年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

次のページをお願いいたします。

企業債。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的は、水道施設整備事業でございます。限度額1億1,000万円を限度額1億3,700万円に増額するものでございます。これにつきましては、配水管等布設工事などの増額補正により増額するものでございます。なお、今後の決算の見込みの状況、今後の工事の契約の状況、さらに都の補助金の追加要望の状況によりまして、起債につきましては抑制したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水の8ページをお願いいたします。

平成31年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

資本的収入及び支出でございます。

まずは収入でございます。

1款水道事業収益、3項特別利益5万3,000円の増でございます。こちらにつきましては、過年度の水道料金の修正益でございます。

続きまして、支出でございます。

1款水道事業費用147万2,000円の減。

1項営業費用9万6,000円の増。こちらにつきましては、水道料金システムの委託料の増でございます。中身につきましては、プリンター1台の追加でございます。

2項営業外費用162万1,000円の減。こちらにつきましては、企業債利息の減、消費税納付額の減でございます。

次のページをお願いいたします。

3項特別損失5万3,000円の増。こちらにつきましては、過年度水道料金の還付でございます。

続きまして、資本的収入及び支出。

収入でございます。

1款資本的収入1,740万1,000円の増でございます。

1項企業債2,700万円の増でございます。

3項国庫支出金11万2,000円の減でございます。こちらにつきましては、契約差金による減でございます。

4項都支出金948万7,000円の減でございます。こちらにつきましては、現在の契約状況に

よる減でございます。支出のほうで増額しました変更分につきましては、追加要望をしてまいります。

次のページをお願いいたします。

続きまして、支出。

1 款資本的支出2,041万3,000円の増。

1 項建設改良費2,041万3,000円の増。こちらにつきましては、配水管等布設工事が5件、鴨川導水管更新工事、水道施設機器改修工事等の変更を予定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5 番。

○5 番（沖山恵子君） 水の9ページのところで、国と都の補助金が減って、企業債が増えていると。今の課長の説明ですと、これは現在の、ただ契約の中での補助金が減っただけであって、何かが、これは認められません、補助金として認められませんということではないんですよと。新たな契約に基づいて企業債を起こし、仕事をして、それに基づいて、また都と国に補助金を請求するので、最終的には企業債のほうも減る見込みですというふうに聞こえたのですが、それで間違いないでしょうか。確認です。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 一部、補助対象外と認められたところもありますけれども、大分は今おっしゃったことで、今後要望はしていくということで、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 5 番。

○5 番（沖山恵子君） その一部補助対象外というのは、どんなことなのかを教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 配水管等布設工事につきましては、既存の個人宅に、給水管の布設替えといいますか、更新に伴う布設替え等がございます。その辺につきましては補助の対象外となっておりますので、その辺のところの一部、補助対象外になってはいますが、大方は補助対象として追加要望していくものですので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 5 番。

○5 番（沖山恵子君） では現状、町は多分本管から個人宅までの配水管というのは、個人が敷くものなんですか。それを町がサービスとして交換しているというふうに受け止めて

いいんでしょうか。その分は当然町がやってあげていることなので、国とか都の補助は出ませんよということによろしいですか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） おっしゃるとおり、個人宅に給水する場合は一応個人負担でございます。ただ、今回の場合は、要は配水管をこちらのほうで新しいものに取り替えているということになりますと、取り出しも新しくなるということでございますので、その分につきましては町の負担でやっているということでご理解をお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第52号 平成31年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、議案第53号 平成31年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの水道事業会計補正予算の次に、黄色い紙が入っていると思いますけれども、その次になります。

病の1ページをお願いいたします。

議案第53号 平成31年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成31年度八丈町病院事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) 令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

病の7ページのほうをお願いいたします。

平成31年度八丈町病院事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

1款病院事業収益7万6,000円の増。

2項医業外収益14万2,000円の減。こちらにつきましては、支出のほうにあります減価償却費の減に伴う長期前受金戻入の減でございます。

3項特別利益21万8,000円の増。こちらにつきましては、過年度分の診療報酬の修正益でございます。

続きまして、支出。

1款病院事業費用783万6,000円の増。

1項医業費用125万7,000円の増。こちらにつきましては、3目経費の医事システムサーバー保守委託料の増。次のページになりますけれども、決算確定によります有形固定資産減価償却費の減でございます。

2項医業外費用1万2,000円の減。こちらにつきましては、企業債利息の減でございます。確定による減でございます。

3項特別損失659万1,000円の増。こちらにつきましては、過年度分の診療報酬の還付等でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第53号 平成31年度八丈町病院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、議案第54号 八丈町保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 資料番号5番をお手元にご用意ください。

議案第54号 八丈町保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例。

上記議案を提出する。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

基準については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の規定があり、条例で定める必要がないため、本案を提出します。

次のページをごらんください。

この条例なんですが、保育の必要性の事由ですとか、お預かりする保育時間、または優先利用の規定などを定めている条例となります。こちらは、先ほど申し上げたとおり、子ども・子育て支援法施行規則の19条、20条の規定にもあり、特に自治体で定める必要はないとされています。また、こちらで、町で条例を定めては、ここで住民の方の知る情報がないということも、しおりのほうに細かくこちらのほうはご案内させていただきますので、特に住民の方が不利益をこうむることはないと思います。また、国の規則の改定によって、町も同じように毎回改正するということになると、こちらの改定料も必要になりますので、こちらの事務合理化ということも考慮して、今回廃止することにいたしました。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第54号 八丈町保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第5、議案第55号 八丈町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） それでは、ただいまの次のページをおめくりください。

議案第55号 八丈町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

上記議案を提出する。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の改正により、条例を整備する必要があるため、本案を提出します。

次のページをごらんください。

こちらの条例なんですが、認定こども園、また幼稚園、保育所など、保育施設に関する施設等の基準を定めている条例となります。こちらは、昨日もお話し申し上げましたが、今回の無償化に伴い、国の法律、府令、政令などが大きく変わりました。今回は改正する箇所がかなり多いということと、この基準については、例えば自治体のほうで国の基準より手厚く定めるということであれば規定するということがあるんですが、特に町のほうでそういう基

準については設けていませんので、こちらは国の基準どおりにするというので、条例のほうの文言を変えさせていただきました。

また、町独自としてなのですから、今のところ民間の参入というのはないんですが、もしそういった事業所さんが出てきた場合に、町のほうで保育の事故があった場合、その詳細、町の島の子供たちの詳細を知ることができませんので、第5条のほうで、事故発生の防止及び対応ということで、改善策を含めた事故処理結果を町に報告しなければならないという規定を設けさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第55号 八丈町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第6、議案第56号 八丈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 次のページをごらんください。

議案第56号 八丈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

上記議案を提出する。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の改正により、条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをごらんください。

こちら、家庭的保育事業等というのは、小規模保育でありますとか、いわゆる昔、保育ママさんと言っていたもの、それから事業所内保育所といった小規模の保育事業の設備や運営に関する基準を定める条例となります。こちらも、もともと国と全く同じ条例を町のほうで制定しましたが、今回の改正により改正箇所がかなり多いということで、国の改正のたびに議会のほうにお諮りするということもありますし、こちらのほうも町のほうで独自というところの基準についてはありませんので、このような条例改正にいたしました。

また、町独自としてなんですけれども、こちら今のところ、家庭的保育事業者さん等、参入の予定は特にお伺いしていないのですが、もしあった場合なんですけれども、またこちら第5条のところ、旧の建築基準法で建てられた施設については確認をして、旧の建築基準法以降の建物で事業を開始していただきたいということで規定を設けさせていただいています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第56号 八丈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第7、議案第57号 八丈町における保育の実施等に関する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） この説明の前に一言訂正があります。さきにお配りしていましたが、この横の正誤表になります。こちら、附則の部分のところで文言の整備をいたしました。申しわけありません。また、保育の無償化に関する補足説明をこの条例の後に申し上げたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

それでは、ただいまの条例の次のページをお願いいたします。

議案第57号 八丈町における保育の実施等に関する条例。

上記議案を提出する。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

子ども・子育て支援法等の改正により、条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをごらんください。次のページのそのまた次のページになります。すみません、表があるページになります。

こちらは、保育の無償化に伴い、主には3歳以上のお子様の保育料の改定、また3歳未満のお子様の非課税世帯の保育料の改定等の規定を定めています。これまでは保育料に関するものは、八丈町では規則で定めておりました。保育料改定ときには、もちろん全員協議会等にお諮りしていたのですが、住民の方からいただく保育施設使用料ということですので、この法改正と合わせて、町のほうも議会でお諮りできる条例で定めることにいたしました。

では、保育の無償化の補足の説明のほうに移らせていただきます。

A4の横両面刷りの資料をごらんください。こちら、表と書いてある資料になります。

こちら上の表なんです、こちらは無償化に伴う自治体の負担割合になります。私立の場合ですと国費が入っておりますが、下の段、公立になりますと、市町村10分の10ということになっています。これは国の説明資料の中から抜粋させていただきました。ただし、この10分の10、100%の町の負担なのですが、こちら初年度については、昨日も申し上げましたが、国のほうで臨時交付金ということで対応していただけるというふうにお伺いしています。

下の表が、平成31年度の臨時交付金の考え方になります。この100%の数字、そのまま下にずらしていただきまして、本来は利用者さんが、保護者の方が負担する部分も、こちらの上の表に合わせると、町のほうが10分の10ということになります。また、給食費、食材料については、本来は保護者の方が負担していただくものですので、こちらは対象外となりますが、町のほうでは無料で町の一般財源のほうで提供しています。なお、年収360万円未満相当の世帯等については、副食費、おやつやおかず等が費用が免除されて、こちらも町の負担に、もともと町が負担しているのであれなんです、負担になりまして、こちらは国の臨時交付金で見ただけということなんですけれども、町は独自でサービスしておりますので、この臨時交付金の対象とはならないということになります。

続いて、裏面をごらんください。

こちら、無償化の財源のイメージになります。国のほうでお示しされているのは、地方負担分については地方消費税の増収額、足りない部分が地方交付税の増ということで入ってくるということにはなっています。

中ほどの表になるのですけれども、こちらが昨年度、平成30年度の保育運営事業の大きな財源の内訳になります。事業費が約3億円ほどありますが、事業費の比率としては、やはり人件費が一番大きいものとなって80.5%、それ以外のものが19.5%ですね。給食材料費や施設の維持費等になります。こちらについては、今までは保育の皆さんからいただいておりました保育料、また、雑入は職員の給食費等になります。そして、東京都さんの補助金と、わずかですが国庫補助金が一部の事業、一時保育事業と保育士の研修の講師の招集の金額、こちらを国庫からいただいています。

これが下の段、今年度になりますと、保育料が無償化になる部分が臨時交付金ということで入ってくることにはなりますが、この金額はまだちょっと未確定なので、この金額がマイナスとなった保育料と同等であれば問題はないかと思うんですが、今のところは事業費等については特に示されていないので、こちらのほうはちょっと不明となっています。また、次年度になりますと、この臨時交付金は事務費にしかいただけないということになりますので、消費税増税増収分、また、地方交付税の増というところで国のほうは見ているということでお話があります。またこちら、交付税についても、今のところは特に金額のほうをお話できるものもないので、こちら実際入ってこないとわからないといった状態になっています。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（山本忠志君）きのうも説明いただいて、きょうはさらに詳しい説明で、ちょっと安心したところなのですが、ざっくりしたお話で確認なんですけれども、今年度については臨時交付金ということで賄われるけれども、来年度以降については、状況によってはちょっとまだ不確定な部分があるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（奥山幸子君）企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君）来年度分、こちらの表にあるとおり、収入、地方消費税増収額、また、その足りない分を、収入額から引いた足りない分を、地方交付税の増ということで一応算定していただくということにはなっておりますが、この地方交付税の単位費用等、いろいろ補正係数等ございますが、詳しい内容についてはまだお示しされておりませんので、昨日も申し上げたとおり、地方負担分の100%なのか、それとも50%分なのか、そこいら辺が措置されるという金額自体は定かではございません。

交付金については以上です。

○議長（奥山幸子君）4番、いいですか。

○4番（山本忠志君）はい。

○議長（奥山幸子君）ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君）消費税を上げることが決まる前は、消費税を上げて保育園料を無料にするとさんざんいろんな説明を聞いた気がするんですが、いざ上がると決まったら、町よろしくねというのは、ちょっとひどいなと思いながらお聞きしました。結果的に、何か地方交付税であげるよと言われても、徐々に徐々に真綿で首を絞めるように町の負担が増えていくと思うんですね。

これ、皆さん知らないことかもしれませんが、10年以上前に、町は保育園を民間に委託しようという話があったんですね。やっぱり町がそのままやっていると大変なので、どこかに引き受けてもらって、人件費とかいろいろ補助金はいっぱい出しますからやってくださいよという話がありました。結局その話をご破算になったんですが、今現在、私立だとある程度はいただけるということは、そうすると町の負担は減ると思うんですね。まだあけてみないので、今後どうなるかはわかりませんが、今現在としてそのようなお考えとか何か話とかは出ているのでしょうか。過去には財政再建のためにということで、そういうお

話があったので、ちょっと確認のためお伺いします。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） ただいまの議員のおっしゃるとおり、国のほうは実は民間を平成17年度から進めています。以前はハード事業、施設整備費事業についても国費の補助金、国の補助金がありましたが、平成17年度に地方分権というところで、町が直営で運営している保育園等については補助金は一切なくなって、ハード事業についてはなくなっています。

また、事業者さんの参入というところなんですけど、こちらは今のところ、一度もお話を聞いたことがございません。ただ、今まで、これまで町で直営でやってきたというところで、保護者の方の安心感であるとか、質という部分では、町が直営でやっているというところは大きいかと思っています。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） もちろん、水道も病院も保育園も全部町でやっていただくのが、一番住民としては安心なんです。ただ、この先どうなるかなということが心配なのと、あと、例えば17年度から民間にという話があったよというところで、例えば民間に委託した場合、委託ということなのか移譲なのかよくわかりませんが、その場合は、恐らく島でやった場合、自前で回ることはないと思うんですね。多額の補助金とかいろんなものが入らない限り回っていかないと思うんですけども、その17年に説明があったときには、どれくらい補助金を出すという話だったんでしょうか。今でも、一般的に普通の保育園とかいろんなところにも補助金が出ていますよね、いろんな意味で。どれくらい出してという話だったのか、わかれば教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） どのくらいというような、私もちょっと古い資料を拝見させてはいただいたんですが、どのくらいというものはないですけども、例えば、新設の場合ですとか耐震工事改修等について、そういったハード面については国のお金が、教育費、義務教育の補助金のような感じで入るという資料を拝見したことがあります。

あと、民営でされた場合なんですけど、保護者の方がお支払いする保育料、公定価格というものがありまして、それも国のほうで定めた金額なんですけど、不足する部分を国と地方で分担することになっています。利用者さんはそのまま施設のほうにお支払いするんですけども、町のほうでそういった事業所さんがあれば、国から受けたお金を代理ということでその

事業所さんにお支払いするということになりますので、自治体の負担は少なくなるということになり、この無償化の給付金以外にもそういった給付がございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第57号 八丈町における保育の実施等に関する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、議案第58号 八丈町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 議案第58号 八丈町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例。

上記議案を提出する。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

子ども・子育て支援法の改正により、条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをごらんください。

こちらは、新制定となります。子ども・子育て支援法の規定にあるとおり、自治体のほうで過料を科すことができるというものになりますが、この内容なんですけれども、保育を利用するに当たって虚偽の申請をした場合、また、こちらの質問に対してご回答いただけないといった場合に過料を科すということの条例になります。こちらは、無償化に伴いというと

ころもあるんですけれども、限られた募集枠というのもございますので、保育の必要の認定に当たっては、公平性を期すということもありまして、条例を定めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第58号 八丈町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第9、議案第59号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 議案第59号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

町営中道団地F、G棟の建て替え、町営八蔵団地の地番の変更に伴い、条例を整備する必要があるため本案を提出いたします。

1ページ、おめくりください。次のページをごらんください。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例（平成9年八丈町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中道団地の部、八丈町三根37番地2の款に次のように加える。

この表に書かれてある戸数が今回加えられる戸数となっております。

別表八蔵団地の部中「八丈町大賀郷3057番地」を「八丈町大賀郷3057番地1」に改め、同表計の部中「413」を「425」に改める。この413というのは、管理している戸数でございます。今回F棟、G棟の建て替えに伴い、413戸を425戸に改めるということでございます。

附則、この条例は、公布の日から公布する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第59号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第10、議案第60号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは町営住宅条例の次になります。

議案第60号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町が設置する公衆便所について、施設の新設により条例を整備する必要があるので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例。

八丈町公衆便所条例の一部を次のように改正する。

ということで、富士中下公衆トイレを追加いたします。これに関しましては、現在工事中のトイレですけれども、9月末をもって工期が完了する予定で完成しますので、10月1日からの供用を開始したいということでの今回の条例改正となりますので、よろしく願いいたします。なお、仕様ですけれども、男子トイレ小が4、個室が2、女子トイレのほうで個室が5、あとは多機能型トイレが1個という仕様になってございます。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第60号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第11、議案第61号 消費税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） それでは、ただいまの次をお願いいたします。

議案第61号 消費税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

上記議案を提出する。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

消費税法の改正により消費税率の改正に伴う関係条例の改正を行う必要があるため本案を提出します。

ページをおめくりください。

消費税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例ということで、今回は八丈町の中にありますいろんな条例があるわけなんですけれども、その中で消費税の表記をしてある条例をまとめて改正をするというのが本条例になります。

今回改正をする条例は11本あります。11本が、八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例から始まりまして、八丈町立病院の設置に関する条例まで11本あります。この中でそれぞれの消費税の表記の仕方を統一した形で改正をするというのが一つあります。というのは、今までの条例の中では、消費税の税率を、例えば100分の8というのを乗じて得た額を加えてとかというふうに、100分の8という、いわゆる8%というのを具体的な数字として表記をしていました。今回は、そういったところの表記の部分を、消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額というふうに、消費税の税率が8%であろうが10%であろうが、ほかの数字であろうが、何でも対応ができるという、そういった文言としての整理をしてあります。

ですから、今回この10月の消費税の10%に合わせてというところではあるんですけれども、今後も消費税率が変わった場合は、このままの文言であれば、税率が何%でもこの条例というか、税率のところは改正をせずに済むというのが、一つ大きなポイントになります。

それから、もう一つなんですけれども、今まで例えば各条例の中で単価の表示をしていたものがあります。その単価の表示も、税込みの単価を表示しているものもあれば、税抜きのものもあったんですけれども、今回は全て税抜きの単価に統一をしてあります。ということで、単価の表示がある条例に関しては税を抜いた形で単価を表示するという、そういう統一的な改正をこの11本でしているということになりますので、よろしくをお願いいたします。

ということで、こちらは附則ということで、令和元年10月1日から施行するというのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） よろしいですかね。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第61号 消費税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第12、議案第62号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） おはようございます。それでは、書類番号の6番をお願いいたします。

議案第62号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約。

上記議案を提出する。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的。中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。8,800万円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町三根418番地1、菊次建設株式会社、代表取締役、菊池 究。

5、支出科目につきましては、省略をさせていただきます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

本工事の工期ですけれども、来年、令和2年3月11日までとなっております。

工事の内容につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 次のページの図面をごらんください。

中道伊郷名線道路改良工事、今回は坂下工区の契約でございます。

施工内容ですが、法面改修が主な施工内容でございます。

工事の中身としては、ロックボルト併用の吹付け枠工となっております。ロックボルトは1カ所当たり7.5メートル、これを223本。吹付け枠につきましては30センチメートルの幅の枠を699メートル施工いたします。吹付け枠の中の四角い部分は、厚層基材吹付け工で施工します。全部で357平米となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） この工事の最中は通行止めになったりしますか。片側通行で通れるかどうかとか、その辺を教えてください。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 警察、交通管理者との協議上は車両通行止めという形で協議をさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） やはりここは山頂に向かう人とか、結構通る人がいるので、その場合、入り口のところに通行止めの表示をしていただくのと、観光関係のサイトに情報をアップしていただければと思います。よろしく願いします。

○議長（奥山幸子君） 建設課長いいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第62号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第13、認定第1号 平成30年度八丈町水道事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 書類番号7をお願いいたします。

認定第1号 平成30年度八丈町水道事業会計決算認定について。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度八丈町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

では、まず初めに、管理者のほうから概要のほうを申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明、公営企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 本日、30年度の公営企業会計3会計の決算につきましては、厳しい状況の中の決算ということになってございます。いろいろございますけれども、病院の職員の関係とか、いろんなものをクリアしながら、とにかく先に進めてまいりました。30

年度につきましては、全体的に数字的にも余りすばらしい数字ということではないのですが、中身について決算の関係をよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それでは、平成30年度八丈町水道事業会計決算書のほうをご用意をお願いいたします。水道事業会計決算書のほうでございます。

まず、水の1ページのほうをお願いいたします。

平成30年度八丈町水道事業会計決算報告書。

まず、収益的収入の決算額でございますけれども、5億5,555万8,888円でございます。内訳といたしまして、第1項営業収益2億7,577万7,981円は、平成29年度と比較いたしまして、有収水量は3,319立米ほど減少いたしましたが、大口径の使用者の使用水量が増加したことによりまして、消費税抜きでございますけれども、187万1,000円ほど増額となっております。

第2項営業外収益、こちらにつきましては2億1,870万5,252円で、中身につきましては、簡易水道事業に係ります企業債の償還金利子、職員の基礎年金拠出金、児童手当の公営企業繰出基準内の一般会計補助金、生活保護者、高齢者、漏水等の水道料免除及び赤字補填に係ります公営企業繰出基準外の一般会計補助金、長期前受金戻入、資本費繰入収益でございます。

第3項特別利益6,107万5,655円は、固定資産台帳を整備したことによります過年度分の固定資産除却費に対応した長期前受金戻入によるものが主でございます。

次に、支出のほうでございますけれども、決算額につきましては5億4,774万1,366円となりました。内訳といたしまして、第1項営業費用4億2,400万8,121円、こちらにつきましては職員の人件費、施設の維持管理費、減価償却費、固定資産の除却費が主なものでございます。

第2項営業外費用3,236万3,907円、こちらは企業債の利息、消費税の納付額でございます。

第3項特別損失9,136万9,338円、これは収入でも申し上げました、固定資産台帳を整理したことによります過年度分の固定資産除却費でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入の決算額でございますけれども、2億2,174万円でございます。内訳といたしましては、第1項企業債6,500万円。第2項一般会計補助金1,345万2,000円、こちらは簡易水道事業に係ります企業債の元金償還金でございます。公営企業繰出基準によるものでござ

ございます。第3項都支出金でございますけれども、1億4,328万8,000円でございます。

続きまして、資本的支出のほうでございますけれども、決算額は3億4,676万2,553円でございます。資本的支出の内訳といたしましては、第1項建設改良費2億1,900万8,182円で、主な工事といたしましては、配水管等布設工事そのほか6件でございます。工事の状況につきましては、水の23ページから平成30年度の八丈町水道事業報告書というのがございますけれども、その水の26ページに記載しております。

第2項企業債償還金1億2,775万4,371円で、30年度末の水道事業の起債残高でございますけれども、22億5,938万4,053円となりまして29年度と比較しますと6,275万4,371円減少しております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億2,502万2,553円でございますけれども、当年度分の消費税資本的収支調整額、当年度分の損益勘定留保資金で補填しております。

次の、水の3ページでございます。

損益計算書でございますけれども、1の営業収益、3の営業外収益、5の特別利益を合計した収益でございますけれども、5億3,515万5,262円でございます。2の営業費用、4の営業外費用、6の特別損失を合計した費用は5億3,282万8,285円となりまして差し引き232万6,977円の純利益がありました。前年度に資本金を減少させ繰越欠損金を全て処理したため、繰越利益剰余金と合わせると、当年度の未処分利益剰余金につきましては1億1,169万7,916円となっております。

次の、水の4ページのほうをお願いいたします。

下の表、平成30年度の八丈町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。当年度分の未処分利益剰余金1億1,169万7,916円のうち8,100万円を減債基金へ積み立てするものがございます。そうしますと、繰越利益剰余金の残高につきましては、3,069万7,916円となっております。

30年度の水道事業の決算でございますけれども、一般会計から赤字補填繰り入れもありません。30年度につきましては黒字決算となりました。経営状況は厳しい状況が続いておりますけれども、今後も安全で安定した水を供給するため、施設整備と維持管理等に万全を期しながら事業を行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

また、八丈町債権管理条例第14条に基づき実施いたしました平成30年度の水道事業会計の私債権放棄でございますけれども、平成18年度から29年度までの消滅時効1名、22件、61万5,322円、所在不明2名、4件、4,373円、破産2名、18件、3万6,042円、合計6名、44件、

65万5,737円の債権を放棄しております。

また、平成30年度の水道事業会計の資金不足比率でございますけれども、平成30年度につきましても資金不足はございませんでした。こちらにつきましては、監査委員の意見をつけて町長宛てに報告が上がっておりますので、あわせてこの場で報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） 水の24ページなんですけれども、先ほど課長もおっしゃっていた大口径の使用者の水量が増したというところなんですけれども、参考までに教えて、差し支えない範囲でですけれども。

○議長（奥山幸子君） すみません、もうちょっとマイクの近くで。

○9番（岩崎由美君） 大口径の利用者の水量が増したということですが、差し支えない範囲で、どのような方というか、どのような利用者か教えていただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、宿泊所の水道のメーター、使用量が多いものですから、口径を変更していただきました。それによる増収分。また、町営温泉につきましても増径してもらいましたので、その辺で使用の単価が大きくなりますので、その分の増収があったということでございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないですね。それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないもとの認め、日程第13、認定第1号 平成30年度八丈町水道事業会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

休憩にいたします。

25分まで休憩です。

(午前10時08分)

○議長(奥山幸子君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時25分)

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第14、認定第2号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) それでは書類番号7の2枚目のほうをお願いいたします。

認定第2号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

それでは、水道事業会計決算書の次に青い紙が入っていると思います。その次のページの平成30年度の一般旅客自動車運送事業会計決算書のほうをお願いいたします。

それでは、運の1ページのほうをお願いいたします。

平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業決算報告書。

まず収益的収入及び支出でございます。

収益的収入の決算額でございますけれども、1億5,956万791円でございます。内訳といたしまして、第1項営業収益8,739万5,326円、29年度と比較いたしまして、貸切収入につきましては減収となりましたが、好調な観光需要は続いております。

第2項営業外収益、6,814万9,430円でございます。中身の主なものにつきましては、一般会計の補助金、退職給付引当金戻入でございます。一般会計補助金につきましては、29年度と比較いたしまして1,000万円の増額となっております。

第3項特別利益、401万6,035円。こちらは、固定資産台帳等を整理したことによります過年度分の長期前受金戻入と過年度分の損益の修正によるものでございます。

次に、収益的支出の決算額でございますが、1億6,163万1,709円でございます。内訳でございますけれども、第1項営業費用、1億5,774万8,427円、これは職員の人件費、車両の維持管理費、運行管理費、減価償却費、固定資産の除却費が主なものでございます。

第2項営業外費用388万3,282円、これは企業債の利息、退職給与金の償却、消費税の納付額でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

30年度につきましては、資本的収入については、ありませんでした。

資本的支出の決算額でございますけれども、4,032万1,242円でございます。内訳でございますけれども、第1項建設改良費2,128万7,409円で、貸切バス1台と事務用自動車1台の購入費でございます。

第2項企業債償還金1,903万3,833円で、30年度末の起債残高でございますけれども、2,262万675円で、29年度末と比較いたしまして1,903万3,833円減少しております。資本的収入が資本的支出に対して不足する額4,032万1,242円は、当年度分の消費税資本的収支調整額、過年度分の損益勘定留保資金で補填しております。

次のページ、損益計算書でございます。運の3ページでございます。

こちらにつきまして、1の営業収益、3番の営業外収益、5番の特別利益を合計した収益でございますけれども、1億5,399万5,393円でございます。2の営業費用、4の営業外費用を合計した費用でございますけれども、1億5,763万847円でございます。差し引き363万5,454円の当年度の純損失が生じております。前年度の繰越欠損金を加えますと、当年度分の未処理欠損金につきましては、381万4,511円となっております。

次のページをお願いいたします。運の4ページでございます。

下の表のほうでございますけれども、平成30年度の八丈町一般旅客自動車運送事業欠損金処理計算書の案でございます。

当年度分の未処理欠損金381万4,511円を計上しておりますけれども、資本金7,304万881円のうち100万円を減少させまして、欠損金を補填し、未処理欠損金を281万4,511円にしようとするものでございます。

なお、この資本金の額の減少につきましては、議会の議決が必要でございますので、この後、議案として提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成30年度は好調な貸切需要が続いておりますが、職員の増員、燃料の高騰等により赤字決算となりました。今後も貸切需要にできるだけ対応しながら、引き続き安全・安心な輸送サービスを提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、平成30年度の一般旅客自動車運送事業会計の資金不足比率をご報告いたします。

水道事業と同じように、平成30年度につきましても資金不足はありませんでした。こちらにつきましても、監査委員から計数についての報告はいただいておりますので、あわせて報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。発言者は資料のページ科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 運の4の、先ほどお話がありました資本金の減額の100万円についてお伺いします。全体の赤字額が3,800万円なのに対して100万円だけ取り崩して充てるということの意味、なぜ50万円でも500万円でもなく100万円なのか、そのところをお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 運の6ページのほうをごらんください。こちらの資本の部の6番の資本金の中に、（1）のニの繰入資本金100万円というのがございます。この100万円につきましては、26年度に公営企業会計制度が変わったときから、これについては、本来ならば減価償却とあわせて処理していかなければいけないもので、病院とか水道の予算のときにも

申し上げておりますけれども、資本費繰入収益というような形で収益に加算してよいものでございました。

この100万円につきましては、実際は、減価償却が終わった分の資本金の一部でありますので、これについて、この100万円をきれいに整理したということで、ご理解いただきたいということをお願いします。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります、討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第14、認定第2号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第15、認定第3号 平成30年度八丈町病院事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 書類番号7番の3枚目になります。

認定第3号 平成30年度八丈町病院事業会計決算認定について。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度八丈町病院事業会計決算を監査委

員の意見をつけて認定に付します。

それでは、ただいまの一般旅客自動車運送事業会計決算書の次、黄色い紙があると思えますけれども、その次になります。次の病院事業の決算書をお願いいたします。

1 ページのほうをお願いいたします。平成30年度八丈町病院事業会計決算報告書。

まず、収益的収入及び支出のほうでございます。

収益的収入の決算額でございますけれども、12億3,299万1,444円でございます。内訳ですけれども、第1項医業収益6億9,647万7,785円で、29年度と比較いたしまして、入院収益が施設基準を満たせなかったことによりまして減額されたことや、患者数の減少によりまして、医業収益としては消費税抜きで6,300万円ほど減少しております。

第2項、医業外収益につきましては、5億3,568万7,285円で、主なものは、東京都の補助金、一般会計補助金、退職給付引当金戻入益、長期前受金戻入、資本費繰入収益、休日夜間診療業務受託費等でございます。

第3項、特別利益、82万6,374円、これにつきましては過年度の修正益でございます。

続きまして、支出のほうでございますけれども、決算額につきましては13億2,308万8,989円となりました。

内訳ですが、第1項の医業費用は、12億9,163万1,654円。こちらにつきましては、医師、職員の人件費、診療材料薬品費、施設の維持管理費、減価償却費、固定資産除却費が主なものでございます。

第2項、医業外費用3,123万1,790円、これは企業債の利息、退職給与金償却、患者外の給食材料費、消費税納付額でございます。

第3項の特別損失につきましては、22万5,545円となっております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますけれども、決算額は2億2,575万2,000円。

内訳といたしましては、第1項の企業債が9,260万円、第2項一般会計負担金8,227万6,000円、第3項都支出金4,547万6,000円、第4項の他会計補助金540万円、こちらは国保会計からのものでございます。

資本的支出の決算額でございますけれども、3億1,206万7,767円。

内訳ですが、第1項の建設改良費、1億3,602万1,588円、病院の改修工事、医療機器の購入費でございます。第2項の企業債償還金は1億7,604万6,179円で、30年度末の病院事業の

起債残高でございますけれども、13億4,528万1,536円で、29年度末と比較いたしまして8,344万6,179円減少しております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額8,631万5,767円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分の損益勘定留保資金で補填いたしました。

次のページ、損益計算書でございます。

1番の医業収益、3の医業外収益、5の特別利益を合計した収益は12億2,920万5,058円で、2の医業費用、4の医業外費用、6の特別損失を合計した費用は13億2,937万2,695円となり、差し引き1億16万7,637円の当年度の純損失が生じました。

前年度繰越利益剰余金1,218万323円を加えますと、30年度末未処理欠損金は8,798万7,314円となります。

次のページのほうをお願いいたします。下の表でございます。

平成30年度の八丈町病院事業欠損金処理計算書の案でございます。30年度末の未処理の欠損金8,798万7,314円は、未処理のまま繰り越したいと思っております。

30年度の病院事業につきましては、医療収益の減によりまして大きく赤字決算となりました。厳しい経営状況が続いておりますけれども、引き続きまして地域医療の維持に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

続けて、八丈町債権管理条例の第14条に基づき実施いたしました平成30年度の病院事業会計の私債権放棄についてご報告いたします。

平成27年度分の所在不明1件、死亡1件、合計2件の14万7,590円の債権を放棄しております。

また、続きまして、平成30年度の病院事業会計の資金不足比率をご報告いたします。

30年度につきましても、病院事業の資金不足はございませんでした。こちらにつきましても、監査委員から町長宛てに、計数等の処理は適正であるということを報告いただいておりますので、あわせてご報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。発言者は資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 病の1のところ、特に上の収益のところなんですが、先ほどの説明で、病院の施設が何かを満たせていないので減収ということをお聞きしたのですが、それはどのようなことなのか。既に解決したことなのか、これからも続くことなのかをお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 入院収益が減った理由に、施設基準を満たさなかったことにより減収ということが含まれておりますけれども、まず入院料の請求というのは、大きく2つの要素を合算して請求するんですね。一つは、医師が直接患者さんに注射をしたとか、実際、治療行為をすると何点何点って加算していきます。そのほかに施設基準といいまして、施設の持っている能力といいますか、そういうのが施設の点数化されていまして、それを医師とか看護師が行った患者さんに対する治療行為の積み上げ点数に加算していくわけです。

そういう仕組みになっておりまして、今回の減収は、例えば施設基準で1人の看護師さんが10人の患者さんを診る場合と、1人の患者さんが13人いる場合ですと、加算される点数が違って来るわけですね。そういうのが施設基準ということでありまして、治療行為じゃなくて、施設の持っている能力を加算していけるという制度があるんです。

今回引っかかったのは、看護師さんの夜勤が72時間未満ですと現状どおり取れたのが、72時間を超えますと1つ下の点数しか取れなくなりまして、その施設基準を満たしてないよという当局さんからの指摘がありまして、その満たしていなかった期間、平成30年の3月から8月分が減額されたというところです。

現状は、平成30年の9月からは看護師さんの補充が済みまして、まだ不足しているところでありまして、もとの72時間未満に抑えているところでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 働き方改革が進んだ結果、増収になったということで、その件は了承いたしました。

もう一つ、患者さんが減ったので減収ということがあったんですが、昨年度、小児科の先生がお倒れになったので、多分そういうことも影響しているのかなと思うんですけども、もし、小児科の患者さんが減ったことが関係しているのか、一般的にもう人口が減って、町立病院に行く人が減って収入が減ったのか、その辺、もし分析ができていてわかっていたら教えてください。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 外来収入に関しては伸びていますので、外来患者数は減っているんですけども伸びております。入院患者数に関しましては、小児科の患者さんは月に1人か2人ということで、それほど影響はありませんので、外来が伸びた理由に関しましては、高額な抗がん剤が使われる方が増えたということで、患者数は減っているんですけども、収入は増えております。

入院収益に関しましては、患者数がもともと減っているのと、施設基準を満たさなくて減額されたということがございます。ですから、小児科の患者さんが減ったから収益が減ったというふうには分析しておりません。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） じゃ、小児科の先生の不在は影響がなかったということと、今の説明ですと、別に患者さんが減ったから収益が減ったということではなくてというふうに思えたんですが、これから先を考えたときにどうなのかなと思ってお聞きしたんですけども、これから先の見通しといいますか、その辺どうですか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） やはり常勤の小児科の先生がいないということは、島外のほうに親御さんが連れていくということを考える方も多くなってきておりますので、かなり影響があると思います。常勤の医師がいないということは、非常勤の医師を旅費を込めて報酬を出していかなければなりませんので、これが長く続けば続くほど、病院にとっては苦しい経営になっていくと考えております。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

4番。

○4番（山本忠志君） 病院よく頑張っているなと思っていつも感謝しています。

全く数字に関する質問じゃないんですけども、この決算の報告で、水道とバスと病院と来たんですけども、ページを追うごとに字が小さくなっているんですよ。何とか、見えないですよ、これ。ちょっと虫眼鏡持ってこないと。なので、ちょっとこれ、改善の意図はあるか否や。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） この様式につきましては従来より、報告書の様式につきましては、過年度との比較がしやすいように変更しております。ご質問がしやすいという言い方は失礼かもしれませんが、昨年度の比較をわかりやすく入れたということで、強引に入れた

例もあるかもしれないので、この辺は少し研究いたしますけれども、今のこのデータをこの枚数に載せるためには、若干、しょうがない面もあるということで、きのうですか、タブレット化の話も出ていますので、タブレット化されれば、この辺は十分解消されるかなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） ほかに。よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案の原案認定にご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第15、認定第3号 平成30年度八丈町病院事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第16、議案第63号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計資本金の額の減少についてを上程いたします。

企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 書類番号の8番のほうをお願いいたします。

議案第63号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計資本金の額の減少について。

令和元年9月2日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法、第32条第4項の規定に基づき、別紙のとおり、平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計資本金の額を減少させることにつきまして、議会の議決を求めます。

ページをおめくりいただきまして、平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計資本金の額の減少について。平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計資本金7,304万881円のうち100万円を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものでございます。

先ほどの決算認定のときに、ちょっとうまく説明できなかつたですけれども、その決算認定のときに説明したとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案の原案可決にご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第63号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計資本金の額の減少については原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第17、発議第1号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を上程いたします。

提出者、4番、山本忠志さん、ご登壇願います。

(4番 山本忠志君 登壇)

○4番（山本忠志君） 資料の9番をお願いいたします。それでは、提案いたします。

発議第1号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和元年9月2日、提出者、八丈町議会議員、山本忠志。

賛成者、八丈町議会議員、小川 一、八丈町議会議員、宮崎陽子、八丈町議会議員、山下 則子、八丈町議会議員、浅沼憲春、八丈町議会議員、浅沼隆章、八丈町議会議員、山下 巧、八丈町議会議員、沖山恵子、八丈町議会議員、岩崎由美、八丈町議会議員、廣江 才、八丈町議会議員、菊池 良、八丈町議会議員、小澤一美。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

説明。

標記の件に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書。

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以来も高齢

運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記。

1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

2 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。

3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、デマンド（予約）型乗合タクシーの導入など、「地域公共交通ネットワーク」の更なる充実を図ること。また、高齢者の移動手段を確保するため、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月3日、八丈町議会議長、奥山幸子。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。

国土交通大臣、石井啓一殿。

経済産業大臣、世耕弘成殿。

総務大臣、石田真敏殿。

国家公安委員長、山本順三殿。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第17、発議第1号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書は、原案どおり可決いたしました。ありがとうございました。

◎承認第15号の上程、承認

◎承認第16号の上程、承認

○議長（奥山幸子君） 続いて、議員派遣についてお諮りします。

日程第18、承認第15号と日程第19、承認第16号の議員の派遣承認については、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午前11時03分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前11時04分）

○議長（奥山幸子君） 日程第18、承認第15号 第30回東京都道路整備事業推進大会に係る議員の派遣については、11番、廣江 才さんを派遣。

日程第19、承認第16号 第70回全国漁港漁場大会にかかる議員の派遣については、6番、菊池 良さん、7番、小川 一さんを派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第20、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと思いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第20、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） お諮りします。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、令和元年第三回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時06分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年9月3日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 淺 沼 隆 章

署 名 議 員 山 下 則 子